

議案第66号

磐田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について

磐田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和8年6月8日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

磐田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年磐田市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第21条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の磐田市消防団員等公務災害補償条例第21条の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じた磐田市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

磐田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(葬祭補償)</p> <p>第21条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第21条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>